

八峰町及び能代市沖 協議会構成員説明会議事録

【エネ庁】

定刻になりましたので、ただいまから秋田県八峰町及び能代市沖における協議会構成員による説明会を開催いたします。本日はお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本日司会をさせていただきます、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室の寺澤と申します。よろしくお願いいたします。

この説明会は、秋田県八峰町及び能代市沖における協議会意見とりまとめの内容の背景にある協議会構成員の思いを的確に把握する機会を設けるため開催するものでございます。流れとしましては、現在表示している次第のとおり、開会、説明事項、質疑応答と進み、15時ごろの終了を見込んでいます。

さて、開会にあたり、本日参加しております、協議会構成員の代表の方々を御紹介させていただきます。

資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室長の石井でございます。

国土交通省港湾局海洋環境課課長補佐 伊庭様。

国土交通省港湾局海洋環境課海洋利用調査センター課長補佐 山本様。

農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官森田様。本日はオンライン参加となります。

秋田県産業労働部新エネルギー政策統括監 阿部様。

能代市エネルギー産業政策課課長 浜野様。

八峰町企画財政課課長 高杉様。

秋田県漁業協同組合専務理事 工藤様。

峰浜漁業協同組合代表理事組合長 石井様。

日本内航海運組合総連合会海務部担当部長 逸見様。本日はオンラインでの参加となります。

秋田大学名誉教授、また本協議会の座長でもいらっしゃる中村様。

秋田県立大学システム科学技術学部教授、また本協議会の副座長でもいらっしゃる杉本様。本日はオンライン参加となります。

秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授 浜岡様。本日はオンライン参加となります。

東京大学教養学部附属教養教育高度化機構客員准教授 松本様。本日はオンライン参加となります。

公募に向けた説明会という趣旨を踏まえ、参加者の皆様には留意点がございます。

本説明会においては、常にカメラをオフの状態としてください。公募参加予定事業者の皆様におかれましては、質疑の際、御所属や氏名が特定されるような発言は御遠慮くださるようお願いいたします。

それでは次第「2 説明事項」に入らせていただきます。説明事項といたしまして、協議会意見とりまとめについて、各構成員から説明させていただきます。

まずはじめに、秋田県阿部様、説明をお願いします。

【秋田県】

はい、それでは八峰町及び能代市沖における協議会意見のとりまとめについて説明させていただきます。かなり具体的に書いてありますので、漁業関係以外の主な点、強く配慮願いたい点について説明させていただきます。まずは3. 留意事項の(2) 2つ目のポツであります。地元自治会等による災害時における防災計画に定める指定避難場所への電力供給確保にかかる検討、計画策定への協力、本事業で発電される電気を県内企業で活用するための検討、再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動への協力等、洋上風力発電による電気の地域における活用に関しまして配慮をお願いするものであります。

同じく(2) 3つ目のポツであります。第2期秋田県新エネルギー産業戦略(改訂版)の重点プロジェクトとして掲げる各項目の実現に資する取組。具体的には関連企業の誘致、人材育成、県内企業への発注、FIP 制度による県内企業との電力の相対取引、再エネ工業団地整備、グリーン水素。さらには公募段階及び選定後の県内企業の投資参入。そういった点について、港湾および周辺についての洋上風力発電関連産業の立地に向け、地元自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行っていただきたいということでもあります。

次に4つ目のポツです。洋上風力発電の観光資源としての活用や環境教育・広報のための利用について配慮していただきたい。

それから5つ目のポツでございます。選定事業者は地域や漁業との共存共栄の理念のもと、今後設置される基金への出捐などを通じて発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との共存共栄策を講ずること、基金への出捐等の規模については選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力の規模にキロワットあたり単価と公募占用計画の最大認定期間を乗じた額を目安とします。また、各年度の基金への出捐等の額、用途その他地域や漁業との協調・共生策に実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をするということでもあります。

次のページをお願いします。下の方(4) 1ポツです。洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工、モノパイルの打設工事等に当たっては、八峰町及び能代市の関係漁業者に丁寧に説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などと漁業の操業等について適切に調整すること。モノパイル音につきましましては、港湾内洋上の洋上風力発電の設備工事にあたり、早朝や夜の工事において周辺住民から、うるさい等の問題が生じております。

次のページ(6) 環境配慮事項について、1ポツ環境影響評価につきましましては、地域住民に対し丁寧に説明すること。2ポツ騒音、低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観

への影響について適切に調査・予測・評価を行うと共に結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。3 ポツ環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査を実施すること。以上が県からの説明になります。

【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして秋田県漁業協同組合様よろしく願いいたします。

【秋田県漁業協同組合】

それでは私の方から1点だけ説明をさせていただきます。

協議会意見の中の(3)洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点というところがございしますが、ここには明確に記載されておりませんが、能代港に入出する船舶の通航海域ということで、発電設備等の設置に制約が生じる範囲というものを説明させていただきたいと思っております。画面に出ておりますけれども、①～④まで下の方に座標が出ておりますが、この4点で囲まれた範囲につきましては、漁船の航行が非常に多いということでございしますので、この海域におきます発電設備の設置は御遠慮願いたいということでございます。以上です。

【エネ庁】

ありがとうございました。続きまして峰浜漁業協同組合様よろしく願いいたします。

【峰浜漁業協同組合】

はい。峰浜漁業組合としては、当初18万キロから36万キロまで系統容量が増加したということで、設置する風車の基数がスタート時点に比べたら多くなっているのではないかなというふうに思っています。その際に風車の離隔距離を考えておいていただきませんと我々の方で区域でやっている刺し網、それから小型ですが定置網漁もやっていますのでその辺への影響が出かねないということもございしますので、漁業者との話し合いの上で事業計画を組んでいただきたいというふうに思っておりますし、既にできあがっている事業者さんについては、なお一層漁業者との協議を深めていただいた上で事業実施に当たっていただきたいと考えております。以上です。

【エネ庁】

ありがとうございました。構成員の皆様で他にこの場で御発言、御説明をしたいという方がいらっしゃいましたら、挙手をしてくださるようお願いいたします。

では、能代市様お願いいたします。

【能代市】

能代市エネルギー産業政策課の浜野です。

再生可能エネルギーの導入が促進されるにつれ、地域での地産地消への関心が高まっていることを感じております。協議会意見とりまとめとして、(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査についての中に、選定事業者は、洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮することとあり、その例示として地産地消に資する取り組み等が記されております。災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保にかかる検討に期待するところはもちろんです。再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動への協力として、今後、秋田県や市で整備を目指す工業団地での再エネ活用につきまして、洋上風力発電が先進的に導入される、その地域の優位性を発信できるような配慮をお願いしたいと考えております。以上です。

【エネ庁】

はい、ありがとうございます。他にいらっしゃいますでしょうか。

他にいらっしゃらないようですので、次に進みたいと思いますが、1 点事務局から補足でございます。先ほど秋田県漁業協同組合様よりお示しいただいた、今表示されているこちらの制約が生じる範囲の地図におきましては、後日、エネ庁及び国交省の協議会のホームページに掲載予定ですので、そちらを御確認いただければと思います。

次に次第の「3 質疑応答」をさせていただきますが、はじめに留意点について御説明いたします。質問を希望される方は、Teams の手上げ機能により合図をお願いします。合図をしていただいた方を時間が許す限り、順番に指名致します。指名された方はミュートを解除し御発言ください。その際、会社名や氏名等は名乗られることのないようお願いいたします。もし、名乗られた場合、その場で発言を停止させていただく可能性がございます。いただいた御質問については、極力この場で回答したいと考えますが、国や他県様との協議が必要で、この場で回答を保留させていただく質問もございます。それらの質問への回答については、本説明会の議事要旨もしくは公募占用指針に対する質問回答にて、後日エネ庁及び国交省のホームページに掲載いたします。

以上になりますが、本日は協議会構成員による説明会であることも十分配慮の上、実りある場としたいと思います。

それでは質問のある方は合図をお願いいたします。

【事業者①】

指針の 130 ページをお開きいただければと思います。秋田県知事の評価基準でございます。質問内容ですけれども、この※は経済波及効果の考え方のみでございます。周辺航路や関係行政機関の長等との調整については※がございませんでした。周辺航路、漁業等との協調・共生は協議会とりまとめの秋田県知事意見の評価基準で経済波及効果以外に※

がないのは違和感があるんですけども、そのあたりは秋田県の評価基準は地域経済波及効果のみに当てはまるということでしょうか。これが1点目です。

県内企業の投資参入を是非やっていただきたいということでしたけれども、公募をやっている際にコンソーシアムメンバーに組み入れろということなのではないでしょうか。それとも、選定後に何らかの形で県内企業の投資ができるような形になればよいということでしょうか。以上2点でございます。

【秋田県】

ただいまの説明について秋田県から答えさせていただきます。

1つ目の質問は、評価基準に書かれてあることが、地域経済波及効果で評価されるのか、共生策の方の評価とは異なるのかという質問だったと思います。基本的に漁業等との協調・共生につきましては、基金事業の中で行われることを評価していきたいと考えております。一方で、※で書かれている評価の内容は地域経済波及効果の中で評価していきたいと考えております。

2つ目の投資参入、コンソーシアムを作ってもしくは事後なのかといった質問でしたが、両方とも評価をしますが、これについては後で文書にて回答させていただきたいと思いません。

説明会後の補足回答

男鹿市、潟上市及び秋田市沖の説明会でも同様の質問がでましたが、出資参画については、公募占用計画提出時であれ、選定後であれ、秋田県の企業を参画させる計画・意思があるということの表示について評価したいと考えています。

公募占用計画提出時における書面取得が困難なケースも想定されるため、関心表明書やMOU等の根拠資料の提出を義務づけるものではありませんが、県内企業との合意内容が具体的かつ明確な関心表明書やMOU等の根拠が提示されている計画の方が、より内容の確実性の高い提案として評価され得ると考えます。

【エネ庁】

よろしかったでしょうか。

【事業者①】

はい。あともう1点あるんですけども、電気の地産地消ということでですね、いわゆる工業団地へ電気を供給することを配慮していただきたいということでしたけれども、電気をやる場合にですね、フィジカルでの供給を望まれているのか、バーチャルでの供給を望まれているのか教えていただけないでしょうか。というのも、工業団地で使用される電力量を知らないで具体的な設計はフィジカルでは厳しいと思いますけども、バーチャルであれば簡単だと思うので、そういった点で御質問させていただく次第です。

【秋田県】

工業団地への電力の供給についてお答えさせていただきます。現時点で再エネ工業団地という構想を計画中でありますが、現段階で受電者が特定されておりません。そのため、フィジカルかバーチャルかということも特定できる状況ではありません。ここでは、工業団地に電力供給してくれるといった、そういう計画を評価していきたいと考えています。

【エネ庁】

はい、よろしいでしょうか。

【事業者①】

ありがとうございます。

【事業者②】

1点質問させていただきます。

公募占用指針では、事業実施の実績や維持管理の実績、関係行政機関の長等との調整実績が評価されると理解しています。地域との共存共栄についても、公募前に地域で取り組んでいた実績が公募上評価されるという認識でよろしいでしょうか。以上です。

【エネ庁】

御質問ありがとうございます。この点につきましては、回答を今回保留させていただきますのでよろしくをお願いします。

説明会後の補足回答

「周辺航路、漁業等との協調・共生」の評価の考え方については、公募占用指針の別添7でお示ししているとおりで、実績が直接評価対象になるものではありません。

【事業者②】

承知しました。よろしく願いいたします。

【事業者③】

1点質問があります。

公募占用指針の130ページに記載されている秋田県知事の評価基準に関する質問なんですけれども、※の3つ目に基地港湾である能代港、秋田港に加え、近隣港湾の活用など、県内の港湾振興が最大化される計画となっているか。といった基準がありますが、そのうち近隣港湾についてどこをイメージされているのか。潟上の方の海域におきましては、船川港が挙げられていたかと思えますけれども、八峰の海域において近隣港湾はどこをイメ

ージされているのか。提案上非常に重要なポイントとなりますので、想定があれば教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

【秋田県】

基地港湾につきましての質問でした。秋田県から答えさせていただきます。能代港、秋田港に加えまして、必要に応じて船川港の活用も考えながら計画を作っていただきたいといった趣旨でございます。

【事業者③】

承知しました。ありがとうございます。

【事業者④】

秋田県漁協様から御説明いただいた風車の設置に制約が生じる範囲について質問が2点ございます。これは、運転開始までの事業計画の最低限の必要なレベルの②もしくは⑨で評価されるのか。

2つ目は、赤いエリアについては、一定の風車の離隔距離を取ることで設置を認めていただくことはあるのか。また、赤いエリアから外れてさえいれば良いのか、例えば、風車のタワー部分は赤いエリアから外れているけれども、ローター部分は上空にかかっているといったことでも良いのか。

【エネ庁】

御質問ありがとうございます。まず1点目の御質問につきましては、公募占用指針の第8章の、運転開始までの事業計画の評価の考え方の最低限必要なレベルの部分で⑨協議会意見とりまとめの、設置や建設にあたっての留意点を考慮した配置計画や施工計画となっているものという項目がございます。こちらの赤い範囲に設置するという事は、この項目を満たせないということになりますので、失格ということになってしまうので御留意いただければと思います。

また、2つ目の御質問ですけれども、今申し上げたように、風車の設置自体は、この赤いエリアには設置できません。しかし、後ほどホームページにアップする資料にも書いておりますけれども、洋上風力発電設備等については、海底ケーブル、ブレード回転エリアを除く、というふうにさせていただいておりますので、御質問にあったローターの部分は被ったとしても、失格になるというわけではございません。

以上、御質問の回答になっておりますでしょうか。

【事業者④】

はい、ありがとうございます。

【事業者⑤】

施策の実施について1点質問させていただきます。選定事業者となった場合、提案した内容の履行責任が発生すると理解しています。これに関して、基金を利用して行う施策Aを入札資料で提案したとします。選定された後に協議会でこの基金の使い道を正式に協議されることになるとは思いますが、その際に施策Aが不要という結論となった場合には、実施しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。

【エネ庁】

どうもありがとうございます。協議会のとりまとめに書かれております、その施策の方向性に従って実施されるものであれば、基本的には選定事業者が決まった後に、当該選定事業者が入った形で行う協議会の中で、施策そのものが不要になるということはありません。協議会意見とりまとめに沿った形で提案いただいて認定を受けるものだからです。ただ一方で、例えば、あまりにスペシフィックなものが書かれた場合には、協議会のとりまとめに書かれている範囲の中において、例えば、少しモディファイして、具体的な内容についてちょっとアレンジを加えてやっていったらどうか、みたいな議論は、将来的にありえると思います。しかし、基本的には施策そのものをやらないということはないと考えていただければと思います。

【事業者⑤】

非常によく分かりました。ありがとうございます。

【事業者⑥】

質問が2点ございます。

前の方に続いて基金の出捐についてですけれども、協議会で不要という判断はされないと申してましたけれども、基金の施策については議会の議決が必要であるものと理解しております。議会で否決された施策については、それでも事業者としては基金以外のところで施策を履行する責任が求められるのか、それとも否決された施策の履行責任は免れるのか。この点について特に議会での否決というのは後発事象でございます、基金の中もしくは基金の外で追加費用を伴うというのは、予見可能性が低くなりますので、この点につきましては明確に回答いただければと思います。

将来的に施策が時代に合わなくなり不要となるということが事業期間30年の間で発生し得ると考えられますが、その変更が事業者もしくは自治体、協議会から提案され協議の下で変更されていくというものかということについて確認させていただければと思います。以上2点です。

【エネ庁】

どうもありがとうございます。お答えいたします。最初に 2 点目の方の御質問ですけれども、海域については 30 年に渡って占用許可が出るわけですが、10 年先、20 年先、30 年先も同じ共生策がそのまま続くかということ、まさに御指摘の通りわかりません。それは、色んな時代の変化もありますので。したがって、協議会の中で当然議論をして、変わっていく可能性はありますけれども、公募占用指針の 65 ページのところに公募占用計画の変更にかかる事項がございます。この変更にかかる事項に従って、その基準の範囲内で検討していくということになります。ただ、他方で、最初に提出していただく公募占用計画の中で、いかなる共生策をやっていただくかについては、最初はピン留めしてフィックスしている必要がありますので、この今回の協議会意見とりまとめにしたがって提案をしていただくということになります。

1 点目についてです。おそらく御懸念は発電出力×250×30 という共生基金の規模の目安について、事業者の方の御懸念としては、この金額を超えて、別に、共生策に対しての御支援が必要になるのではないかというものだと思いますけれども、そのようなことはございません。議会で否決される云々という御質問は、各市町村に基金を造成して市議会なり議会を通してやっていくという運用を前提にされていると思いますけれども、どこに基金を設置するかについては、選定事業者が決まってから決めていくような事項でございます。必ずしも共生基金の枠の外を、新たに捻出していただくということはないと捉えていただければと思います。

よろしいでしょうか。

【事業者⑥】

ありがとうございます。

【事業者⑦】

先程の質疑に対する追加の質問になります。先ほど質疑の中で、近隣港湾はどこを指しますかという質問に対して、船川港ですという回答があったと認識しております。仮に秋田県男鹿市、潟上市及び秋田沖の選定事業者も船川港を利用する計画で、さらに使用時期も重複した場合、どのように調整が行われるのでしょうか。

【国交省】

国交省でございます。いただきました質問は、改めて文書で回答させていただきます。よろしく願いいたします。

説明会後の補足回答

公募参加時点において、異なる促進区域の公募参加者間で船川港の利用期間が重複していた場合であっても、公募占用指針（別添 6）に示す能代港・秋田港の利用重複時の調整

における「乙区域」の公募占用計画の再提出・再評価に伴い、事業者選定結果において船川港の利用重複が解消される可能性も考えられます。

万が一、事業者選定結果において、異なる促進区域間で船川港の利用期間が重複した場合にあっては、公募占用指針第7章（3）3）の選定通知の際に「船川港の利用調整を行う必要がある」旨を留意事項として付すことが考えられます。

【事業者⑦】

承知しました。ありがとうございます。

回答によっては事業計画にも関わってきますので、できるだけ早く回答いただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

【事業者⑧】

3つ質問がございます。

まず、別紙 13、記載要領・様式集ですね。関係行政機関の長等との調整能力について、下記事項を含めて具体的に記載することというのがありまして、過去の関係行政機関の長等との調整の実績を記載することになっていますが、実際にはそういった調整能力を有していることを示す実績を踏まえ、関係行政機関や地域の実情も踏まえ、どのように調整を行っているかが重要であると認識しています。関係行政機関との先行調整を踏まえた実効的に調整できる体制・方法について、関係行政機関の長等との調整実績において評価されるという認識でよろしいでしょうか。

2つ目はですね、別紙 14 の周辺航路、漁業等との協調、共生です。良好で協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているものという基準がございますが、どのような記載内容を想定しているのか。方向性があれば教えて下さい。例えば安全基準については何々から何メートル離して設計していますといったことを期待しているのか、提案者が関係者への説明を事前に行っているかといった対話のありかたですとかを踏まえて問題ないと判断するのか。どういったイメージか。

3つ目はですね、都道府県知事の評価の考え方について、周辺航路、漁業等との協調、共生で、トップランナーと優れているに公募占用指針に記載されている各説明会を踏まえつつとあります。念のための確認なんですが、今日説明されたこと全部ということか、その中でも当てはまる当てはまらないといった区分けがあるのか。

【秋田県】

3つある質問のうち、2つ目の質問ですが、航行安全の確認手法、地域の安全に配慮しているかといった点についての確認の質問だったと思いますが、その点につきましては、航行安全委員会の意見を聞くなり、そういった手だてを経て取り組む、もしくは先に御意見

を聞いているとすればその内容を踏まえて書いていただければいいですし、それをまだ開いてないとすればですね、こういった方向性で確認していくと書くことを書いてくれればいいと思います。

【エネ庁】

あと、1つ目と3つ目の御質問についてはちょっとすみません。趣旨が十分こちらに伝わっておりませんので、もう1度御説明いただいてよろしいですか。

【事業者⑧】

まず3つ目から説明しますが、評価基準の中に説明会を踏まえてと記載がございまして、本日の説明会を踏まえるものと思われませんが、冒頭に皆様から説明いただいた内容が対象となるのか、その後の質疑も含めて対象となるのか。明確な区分があれば教えていただきたい。

1つ目については、長々と説明してしまいましたが、実績そのものを評価するというよりは、実績があることに基づいて、適切に調整できる体制や方法を含めて評価をされるということか。実績のみならず、実績に基づいてですね、調整のポイントですとか、調整の方法などが整理されて、それが主体的に検討されていることをもって調整能力があると評価されるという認識でよろしいでしょうか。

【エネ庁】

ありがとうございます。まず3点目につきましては御指摘のとおりですね、この地元協議会構成員による説明会の冒頭説明及び質疑の内容を踏まえられているかという点が重要ということでございます。

1点目のところですけども、すみません、ちょっと具体的に、公募占用指針の何ページ目のところをご覧になりながら質問されたかを教えていただければと思うのですが、よろしいですか。

【事業者⑧】

記載要領・様式集の91ページです。

【エネ庁】

91ページに沿ってもう1度教えていただいてもよろしいですか。

【事業者⑧】

はい、91ページにですね、関係行政機関の長等との調整能力について、下記事項を含めて具体的に記載することとあります。過去の関係行政機関の長等との調整実績を記載する

こととなっていますが、実際は調整能力を有している実績を踏まえて、関係行政機関や地域の実情も踏まえまして、どのように調整を行っていくかが重要である。そういった関係行政機関との先行調整を踏まえまして、実効的に調整できる体制・方法について評価されるという認識で良いか。

【エネ庁】

御質問に対するお答えになっているか分からないのですが、ここは調整能力を測る上で、調整の実績を書いていただくことになっています。今おっしゃっていただいているのは、どちらかという、今後、将来どのような形で調整をしていくのか、その実施体制をお示しすることで、能力があるのだということを示されたいと解釈したのですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

【事業者⑧】

はい、もちろん実績も踏まえてですけれども、そういったことなのかなと思っております。

【エネ庁】

ありがとうございます。我々の理解としては、過去の実績をしっかりとこのように示していただいた上で、その関係行政機関の長等の調整能力についても、今後の体制含めて書いていただくということです。先ほどの「実効的に」というところが抽象的だったものですから、その部分をどのように解釈していいか分からないで悩んでいたのですけれども、いずれにしても過去の実績、実施体制に加えて、その調整を行うための体制をしっかりと記載していただくということになります。その中で、調整業務における役割とかを記載していただき、実効性ある形かどうかというのを判断していくという理解です。

【事業者⑧】

はい、ありがとうございます。

【事業者⑨】

先ほど説明がありました設備の設置に制約が生じる範囲の資料について、後日 HP に掲載されるということですが、具体的にはいつ頃掲載されるか教えていただけますでしょうか。かなり重要なものと考えておまして、一刻も早く入手したいと考えております。

もう 1 点です。秋田県知事の評価基準について、※が地域経済波及効果にだけ関わってくるのは違和感があるという質問がありましたが、私も同じ見解でございまして、回答の中で、理由を説明いただいていたかと思いますが正確に聞き取れなかったのもう 1 度説

明いただけませんか。お願いいたします。

【エネ庁】

御質問ありがとうございます。まず1点目の、制約が生じる範囲の地図につきましては、今日もしくは遅くとも明日中には、経産省、国交省のホームページにアップする予定です。

2つ目の質問については若干聞き取れませんでしたので、もう1度御説明いただいてもよろしいですか？

【事業者⑨】

秋田県知事の評価基準で他の方から、※は地域経済波及効果だけでなく、周辺航路、漁業等との協調、共生にもかかってくるのではないかという質問に対して、そうではないといった回答がありましたが、その理由について聞き取れなかったので改めて説明いただいてもよろしいでしょうか。

【秋田県】

知事評価基準の※の部分は、地域経済波及効果だけに係る評価基準ではなく、この前の協調共生策の評価にも関係するんじゃないかといった質問だったと思いますが、先ほどもお答えしたとおり秋田県知事の評価基準につきましては、地域経済波及効果の項目で評価することとしております。協調、共生策につきましては、先ほども話しましたけれども、共生策案とか計画の内容を評価することとしております。

【エネ庁】

よろしかったでしょうか。

【事業者⑨】

御回答ありがとうございました。つまりは、評価基準としてかかってくるのは地域経済波及効果のみであるが、考え方は個別具体策としての地域振興策の中で評価されるという認識でよろしいでしょうか。

【秋田県】

事業計画を作る側の方で、共生策の項目に評価基準に書かれている内容に関連付けた書き方をするとということがあるということの質問ですか。

【事業者⑨】

そうですね。

【秋田県】

その場合、共生策の項目として評価し、共生策として書かれている内容で評価します。

【事業者⑨】

経済波及効果の評価の考え方として、そういった項目が入っているということでしょうか。

【秋田県】

経済波及効果の部分につきましては、計画に書かれている中で、いかに地域の経済効果に関連してくるかということの評価することになりますので、そういった意味で評価基準に県内企業の出資やら事業所の立地、港湾の活用といったことを書かせてもらっているものです。

【事業者⑨】

例えば、県内の港湾の活用は地域振興策の1つとして具体的に成り立ち得るもので、例えば計画の効果は地域経済波及効果の中で評価されると、その具体的な政策は共生策の中評価されるという理解でよろしいでしょうか。

【秋田県】

当然、同じことであっても両方に書かれるということがあると思っています。

【事業者⑨】

ありがとうございます。

【エネ庁】

よろしいですか、ちょっと補足します。今、ご覧になっているのは、公募占用指針の129ページから130ページにかけて御質問いただいたと思います。129ページの中の、地域経済波及効果の中のトップランナー、優れている、ミドルランナーの中に、それぞれ秋田県知事の評価基準に掲げる項目への対応について、ミドルランナーであれば「検討されているもの」、優れているであれば「評価基準に照らして優れた提案がなされているもの」、トップランナーであれば「高い実現性が示され、とりわけ優れた提案がなされているもの」というふうに、段階に分けて、整理されています。秋田県の思いとしては、産業連関表から算出される経済波及効果の数値についてどれほど実現性のある、確からしさなのかというところをしっかりと見ていきたいというものであり、秋田県知事の評価基準※というものが下に引用されているという整理です。したがって、実際に秋田県知事の評価基準の※を見ていただきますと、例えば、一番上のポツに、事業実施会社の主たる事業所の立

地や県内企業が出資参画する計画となっているかとか、2つ目のポツにあるように、具体的な計画があるかとかですね、要すれば、その経済波及効果の数字の確からしさ、確度というものを実際測る指標として、このような秋田県知事の評価基準が書かれています。したがって、この地域経済波及効果とは別に、その上にあります、例えば、協調共生策のようなどころについては、ここの秋田県知事の評価基準に書かれているようなものが必ずしも含まれていなければならないかということ、そういうわけではなくて、事業者によっては共生策の中に含まれてくるものもあるでしょうけれども、必ずしもそれが同じものであるということをお求めしているわけではない、ということをございます。よろしいでしょうか。

【事業者⑨】

わかりました。

【エネ庁】

今の御質問に対してはよろしかったでしょうか。

今挙手いただいている方はもういらっしゃらないかと思えますけれども、今回ですね、個別に共生策の内容について、市町村さんとかに当たっていただくことは御遠慮いただいています。したがって、共生策の中身等について聞いていただく機会はこの場になりますけれども、他に質問ございませんでしょうか。

それでは質問がなくなったようですので、質疑応答を終了させていただきます。

以上で本日の説明及び質疑応答を終了させていただきます。

今回の説明会の議事要旨がエネ庁、国交省のホームページに掲載されましたらメール等でお知らせいたします。

これをおもちまして、本日の説明会を終了いたします。お忙しいところ、御参加くださり誠にありがとうございました。